番号	区分名	質問	回答	回答日
1	状態像の目安 ①、② 【サービス共通】	主治医意見書の自立度では「状態像の目安①、②」に該当しないが、主治医意見書の記載時と比べて現在の自	お尋ねの場合、評価を行う際に、要支援認定時における心身の状況との変化が顕著であると認められ、モニタリングの結果、「状態像の目安①または②」に該当する場合は、予防専門型サービスの利用を認めるものとする。なお、この場合における報告様式の記載は「非該当」の「状態像の目安に準ずる」を選択し、具体的な心身の状況を記載すること。	29.4.11
2	1,2	事業対象者の場合、状態像の目安における各目安の基準に準じて判断することとされているが、主観的な判断で予防専門型の利用が増えることとならないか?	事業対象者の場合、認定調査票や主治医意見書が無いため、アセスメント結果や基本チェックリストの回答状況を踏まえ、適切なサービスを案内すること。 なお、事業対象者で状態像の目安の①から③までのいずれかに該当する場合は、『「非該当」選択時における具体的な状況の記載』欄に、自立度の根拠や疾病等の診断状況等を必ず記載すること。	29.4.11
3		状態像の目安の①及び②については、主治医意見書にある各自立度を基準としているが、明らかに自立でなくても「自立」と記載されているなど実態との乖離がある場合、どう対応するのか?	アセスメントまたはモニタリングの結果、「状態像の目安①または②」に該当すると判断した場合は、予防専門型サービスの利用を認めるものとする。なお、この場合における報告様式の記載は「非該当」の「状態像の目安に準ずる」を選択し、認定調査の自立度や具体的な心身の状況等を記載すること。	29.4.11
4	状態像の目安 ① 【訪問サ ー ビス】	せず、家事援助のみを受けることは可能か?	お尋ねのケースにおける利用は不可能である。なお、予防専門型訪問サービスにおける「身体介護」とは、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(平成12年3月17日 老計第10号 厚生労働省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)」における「身体介護」を指す。内容としては、「排泄・食事介助」や「清拭・入浴」、「身体整容」、「体位変換」、「移動・移乗介助」、「外出介助」、「起床及び就寝介助」、「服薬介助」、「自立生活支援のための見守り的援助(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)」のいずれかを提供するもの。	29.4.11

番号	区分名	質問	回答	回答日
5	状態像の目安 ③ 【訪問サ ー ビス】	精神疾患等の疾病では無いが、処遇困難事例として予防専門型訪問サービスにおいてサービス提供責任者が対応していた事例は、状態像の目安の③に該当するのか。	「状態像の目安③」に準ずるものとして予防専門型サービスの利用を認めるものとする。なお、この場合における報告様式の記載は「非該当」の「状態像の目安に準ずる」を選択し、具体的な状況等を記載すること。	29.4.11
6	状態像の目安 ④ 【通所サービス】	状態像の目安の④に該当する方のうち、「入浴」「更衣」に見守りが必要な方の場合、入浴を行わない予防専門型通所サービス事業所の利用はできないものと理解してよいか?	お見込みのとおりである。	29.4.11
7	状態像の目安 ③ 【サービス共通】	高齢者虐待が疑われるケースについては、状態像の目 安の③に該当するのか?	「状態像の目安③」に準ずるものとして予防専門型サービスの利用を認めるものとする。なお、この場合における報告様式の記載は「非該当」の「状態像の目安に準ずる」を選択し、具体的な状況等を記載すること。	29.4.11
8	状態像の目安 ④ 【訪問サ ー ビス】	「骨折の治療中など」について、骨折の治療のほか、どのような治療が該当するのか?	一時的にADLが低下する場合の状態像を目安としたものであり、期間として「3ヶ月程度」で元のADLに回復する見込みの状態であれば、どのような治療であっても該当する。	29.4.11
9	その他		お尋ねの場合、加算の評価時期ではなく、ケアプラン <mark>作成時から6か月以降の中間</mark> 評価時に、状態像の目安の確認を実施することとする。	29.4.11 (R3.4.1修正)
10	状態像の目安 その他 【サービス共通】	評価時において、認定時の状態と変わらない場合においても、いきいき支援センターへ報告する必要があるのか。また、予防専門型サービスを引き続き利用する場合、ケアプランを再作成する必要があるのか?	前段のお尋ねについて、いきいき支援センターへ報告すること。また、後段のお尋ねについては、ケアプランの再作成をする必要はない。 なお、評価時ごとの報告については番号[18]のとおり取り扱うものとする。	29.4.11 (29.4.21修正)
11	状態像の目安 その他 【サービス共通】	状態像の目安はそれぞれ①から④まであるが、複数該 当する場合、どの目安を選択すればよいか?	該当するすべての項目を選択すること。	29.4.11

番号	区分名	質問	回答	回答日
12	利用調整	「利用可能な基準緩和サービス事業所が無い場合」とあ	基準緩和型サービスの利用調整について、以下の取り扱いとする。 ①生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス 利用者の居住区及び隣接する区に所在する事業所のうち、利用者の居住区をサービス提供地域と定めている事業所で、NAGOYAかいごネットに掲載される空き情報において、「〇、△、問」「〇」の記載がある事業所すべてに対し調整することとする。 ②運動型通所サービス 自分で事業所まで通える方を想定していることから、居住区や隣接区に関わらず利用者が通える範囲で調整することとする。	29.4.11 (R3.4.1修正)
13	サービス 利用調整 【サービス共通】	基準緩和サービス事業所の調整にあたり、事業所の情 報はどこで確認すればよいか。	NAGOYAかいごネットにおいて、事業所情報を区毎に検索できます。 また、基準緩和サービス事業所(運動型を除く)の空き状況については、今後、いきいき支援センターを通じて収集した状況を毎月情報提供することを予定しているので、事業所の調整にあたり活用いただきたい。	29.4.11
14	サービス 利用調整 【通所サービス】	運動型通所サービスと予防専門型通所サービスの両方のサービスの指定を受けている事業所を利用している方が、運動型通所サービスの利用期間終了後、予防専門型通所サービスを利用することは可能か?	あくまでも、状態像の目安に該当しているかどうかによることとなる。そのため、事業所と利用者同士で予防専門型サービス利用の合意がなされたとしても、いきいき支援センターによるケアマネジメントが実施されていないものは、予防専門型通所サービスは利用できないこととなる。	29.4.11
15	その他	状態像の目安に該当しないためにサービスを変更する 場合、ケアプランは再作成することとなるのか?	お見込みのとおり	29.4.11

番号	区分名	質問	回答	回答日
16	その他	状態像の目安に該当しないことにより、予防専門型サービスから基準緩和サービスへ変更する場合、サービス担当者会議は行うのか?実施を省略できるケースはあるのか?	予防専門型サービスから基準緩和型サービスへの変更は、サービス内容や利用期間等に変更が生じるため、軽微な変更に該当するものではなく、原則としてサービス担当者会議の開催は必要となります。なお、開催の日程調整を行ったがサービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合等のやむを得ない理由がある場合においては、担当者に対する照会等により意見を求めることは可能です。	29.4.11
17		状態像の目安①~④すべてにおいて「状態像の目安に 準ずる」が適用できるのか?	お見込みのとおりである。	29.4.21
18	利用調整	「状態像の目安にかかる確認報告書」は評価時に提出と	評価時においては、毎回状態を確認するが、確認報告書の提出は現行利用者が今回の見直しを適用する初回のみとする。ただし、訪問サービスの状態像の目安④「一時的に予防専門型サービスが必要な方」については3か月ごと、状態像の目安に非該当で「利用可能な事業所がない」として予防専門型を選択した場合においては、6か月ごとの中間評価時に確認報告書を提出するものとする。また、モニタリング時等に状態が変化していれば、その都度状態を確認し、確認報告書を提出する。	29.4.21 (R3.4.1修正)
19	サービス 利用調整 【サービス共通】	状態像の目安に該当した場合、次回の評価時に確認報告書(以下、「確認報告書」という)を作成しないとあるが、一度状態像の目安に該当すれば次回更新時まで予防専門型サービスを利用できるのか?	訪問サービスの目安④を除くいずれかの目安に該当した(あるいは「準ずる」とした)場合、その後の評価時において確認報告書の作成は求めないものとしている。ただし、状態が変化していれば必要に応じてケアプランの変更を検討する等、適切な評価のもとその都度見直しを行うこと。また、訪問サービスの目安④に該当した場合は最大3か月後に確認報告書を作成し評価表の作成は求めていないが、同様に適切な評価をしたうえで確認報告書を作成すること。	29.4.21

番号	区分名	質問	回答	回答日
20	状態像の目安 ① 【訪問】	訪問サービス利用において、状態像の目安①「障害高齢者の生活自立度:A1」の基準には該当しないが、身体介護が必要な方には予防専門型訪問サービスを利用してよいか?	ケアマネジメントの結果、真に身体介護が必要な方については「状態像の目安に準ずる」を選択し予防専門型訪問サービスの利用を認めるものとする。 ただし、判断した根拠について「状態像の目安にかかる確認報告書」に記載すること。	29.4.21
21	状態像の目安 ① 【訪問】	態像に合致していなくても、ともに家事等を行う必要性が	利用者と一緒に行う家事のうち「自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助(以下、見守り的援助)」にあたる場合は、身体介護の位置づけとなり予防専門型訪問サービスの利用が可能である。ただし、安全を確保しつつ常時介助できる状況下での行為であり、自立支援・重度化防止に資する内容であることが前提となる。例えば利用者とヘルパーが別々に家事を行う場合等は対象とならない。(見守り的援助の内容については「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(平成30年3月30日一部改正)」を参照されたい)必要性を十分に検討した上で、見守り的援助をケアプランに位置づける場合は、適切にサービスが提供されているか予防専門型訪問サービス計画書との整合性を確認する等、事実確認に努めること。	29.4.21 (30.5.29修正)
22	状態像の目安 ④ 【訪問】	骨折等により、3か月を上限に治癒するまでとあるが、3 か月経っても状態が改善されない場合、延長は可能か。	上限とした3か月の終期が近づいてきたが状態の改善がなされておらず、延長が必要であれば再度見直しをしたうえで継続利用を可能とするが、永続的に利用できるものではない。 逐ーモニタリングや評価を行い、順次生活支援型訪問サービスに移行するものとする。改善の目途が立たず、継続的に予防専門型訪問サービス等の利用が必要な場合は他の状態像の目安の適用または区分変更等も検討すること。	29.4.21 (29.6.20修正)
23		状態像には当てはまらないが、交通の便が悪く、送迎な しには通所困難な場合はどうすればよいのか。	自宅から事業所まで一人で通所困難な方は送迎サービスの 提供がある事業所の選択が必要と考える。ミニデイ型通所 サービスにおいては送迎は必要に応じて実施されていることか ら、当該サービスの検討をいただく。ミニデイ型通所サービス の利用が適当でない又は空きがなければ、「利用可能な事業 所がない」として、予防専門型サービスを当面の間利用できる ものとする。	29.4.21

番号	区分名	質問	回答	回答日
24	利用調整		事業所が指定を受けるまでの間迄と、具体的な目途が立っているようであれば、一時的に予防専門型サービスの利用を認めるものとする。ただし、事業所に確認したうえで、指定申請中や協議中の場合に限るものとする。その場合、状態像の目安にかかる確認報告書は非該当の「利用可能な事業所がない」を適用することとする。	29.4.21 (29.6.20修正)
25	利用調整	〜かかる唯認報音書 はどの時点で作成するのか? 	ケアマネジメントの結果、状態像の目安に準じることが認められる場合については予防専門型サービスを利用可能とする。その場合は非該当の「準じる」の欄に記入し、暫定プラン作成時に確認報告書を提出するものとする。また、認定結果が出た時点で改めて確認報告書を記入または修正し、いきいき支援センターから名古屋市への実績報告については認定が確定した時点で報告すること。(現在は毎月の実績報告は行っていない。)	29.4.21 (R3.4.1追記)
26	その他	作成することになるが、暫定プラン作成時のときの「区分	暫定プラン作成時においては「状態像の目安にかかる確認報告書」の「区分」の欄に「申請中(暫定利用)」と明記することとする。	29.5.15
27	サービス 利用調整 【訪問】	夫が要介護、妻が要支援の夫婦世帯で同一の事業所が サービス提供している。妻が状態像の目安に当てはまらない場合、現に利用している事業所が生活支援型訪問 サービス事業所として指定を受けていなければ、妻の サービスを予防専門型として利用可能か?	お尋ねの場合、夫婦世帯ということを理由に予防専門型訪問サービスを利用することはできない。 あくまでも状態像の目安に該当もしくはケアマネジメントの結果 目安に準ずる状況であれば利用可能とする。	29.5.15
28	サービス 利用調整 【訪問】	ビス、片方が生活支援型訪問サービス利用で事業所が	複数の要介護者(要支援者、事業対象者含む)がいる世帯が訪問介護サービスを利用する際の共用部分の掃除については、双方にかかるサービス内容となることから双方のケアプランに位置づけた上で、適宜所要時間を振り分けることとされている。そのため、質問の場合においても、どちらか一方の事業所のみに割り振ることはできず、双方のケアプランに位置付け所要時間、利用回数等を適宜按分するものととする。(例①火曜と金曜に各事業所が1回ずつ、例②隔週で各事業所が1回ずつ、例③同じ日に時間をずらして各事業所がサービス提供等)	29.5.15

番号	区分名	質問	回答	回答日
29	その他	状態像の目安に合致する疾患等があるが主治医の意見書では確認できない場合、「準ずる」の根拠について医師等から書面を取るのか、口頭で確認するのか?	お尋ねの場合、書面等で客観的な判断の根拠を示すことが望ましい。ただし未受診や医師が把握していない等の状況もあることから、必要に応じて口頭での確認結果や適切なアセスメント結果等を「状態像の目安にかかる確認報告書」に記載することで状態像の目安に「準ずる」とする取り扱いも可とする。	29.5.15
30	サービス 利用調整 【通所】	は予防専門型通所サービスを利用している。この方が改	お尋ねの場合、状態が改善して再度基準緩和型通所サービスを利用することは適当と認められるため利用可能とする。詳細は通知「新しい総合事業における通所サービスの利用期間等について」を参照されたい。	
31	その他		お尋ねの場合、通所サービス自体の変更はないが、一度評価 し総合的にケアマネジメントを行うことから「状態像の目安にか	
32	3	「精神疾患等の疾病があり、環境の変化が症状等の悪化につながる恐れがある方」とあるが、新規利用者は適用の対象となるか?	新規利用者においても、精神疾患等の疾病があり専門職による対応が必要な場合等は適用の対象となる。	303.20
33	状態像の目安 【訪問】	サービス提供の実態は生活援助のみだが、高齢者日常生活支援研修修了者では、利用者の体調の変化の察知や事業所・ケアマネへの報告、緊急時対応等に不安があるため、体調に波がある利用者に対しては、予防専門型訪問サービスの利用は可能か?	高齢者日常生活支援研修において、利用者の体調確認やチームケアの必要性は研修内容にも含まれている。また、利用者の急変時には救急通報するとともに、事業所に連絡する等、緊急対応についても学んでいただいている。対応に不安があるとの理由だけをもって予防専門型サービスを利用することは認められない。	30.3.20